

情報連携に関する協定書（案）

秋田県（以下「甲」という。）、株式会社ONE・AQITA（以下「乙」という。）及び●●（以下「丙」という。）は、甲及び関連市町村（男鹿市、潟上市、三種町、五城目町、八郎潟町、井川町及び大潟村をいう。以下同じ。）の下水道ストックマネジメント計画策定（以下「ストックマネジメント計画策定」という。）に関して、相互に情報連携を行うことに関し、以下のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

第1条 （目的）

本協定は、乙が、生活排水処理事業の運営について甲と秋田県内の市町村が連携を図るために広域的に自治体の事務を補完する目的で設立された趣旨に鑑みて、甲によるストックマネジメント計画策定の過程において、甲乙間の「下水道管路施設等に関するストックマネジメント計画策定等業務委託契約」（以下「本件計画策定支援」という。）に基づく点検・調査計画及びストックマネジメント計画案並びに甲丙間の下水道管路等包括管理業務委託（第3期）契約（以下「本件管理委託契約」という。）に基づく修繕・改築計画の作成に必要な下水道管路施設等の維持管理情報及び更新計画案に関する情報について、甲、乙及び丙の三者間で確実かつ円滑な情報連携を行い、もって甲による高品質かつ効率的なストックマネジメント計画の策定を実現するため、必要な事項を定めるものである。

第2条 （体制の構築）

乙及び丙は、前条の目的を達成するため、本件管理委託契約に定める業務準備期間の終了日までに、確実かつ円滑な情報連携を行うことができる連絡体制を構築したうえ、これを甲に通知するものとする。

第3条 （対象とする情報）

本協定における「情報」とは、以下の各号のいずれかに該当する施設（以下「本施設」という。）の点検、調査、修繕、改築等に関する情報であって、乙が本件計画策定支援を履行し、甲がストックマネジメント計画策定を遂行するにあたり必要となる一切の情報をいう。

- （1） 甲が所管している秋田湾・雄物川流域下水道（臨海処理区）の管路施設
- （2） 関連市町村が所管している公共下水道及び集落排水施設の管路施設（マンホール形式ポンプ場を含む。）

第4条 （役割分担）

- 1 乙は、甲及び丙に対して、本件計画策定支援に基づき乙が作成する点検・調査計画及

びストックマネジメント計画案に関する情報を提供するものとする。

- 2 丙は、甲及び乙に対して、本件管理委託契約に基づき丙が作成する修繕・改築計画に関する情報を提供するものとする。
- 3 甲は、前2項で定める乙及び丙の情報連携が確実かつ円滑に行われるよう調整を図るものとする。

第5条 （秘密保持）

- 1 乙及び丙は本協定に基づく情報連携により他の当事者から知り得た情報（次の各号に掲げる情報を除く。）を、当該当事者の同意を得ずして第三者に開示し、又は本協定の履行以外の目的に使用してはならない。
 - （1）情報開示の時点において既に公知であった情報
 - （2）情報開示の時点において情報受領者が既に入手していた情報
 - （3）情報開示以後、情報受領者又はその関係者の責によることなく公知となった情報
 - （4）情報開示以後、情報受領者が秘密保持義務を負わない第三者から正当に入手した情報
- 2 前項の規定は、次の各号における必要最小限の範囲で行う情報の開示については適用しない。なお、乙及び丙は、第1号に規定する場合には、開示先が法律、条例、政令、規則、告示、通達、ガイドライン、行政指導又は行政手続（以下、総称して「法令等」という。）に基づき守秘義務を負っている者である場合を除き、本条と同等の秘密保持義務を課すものとし、開示先が秘密保持義務に違反した場合には、他の当事者に対してその責任を負う。
 - （1）乙又は丙が自らのアドバイザーに開示する場合
 - （2）法令等に基づき公表又は開示が義務付けられる場合
 - （3）関係当局（行政機関の他、金融商品取引所を含む。）から要請を受けた場合
- 3 本条の規定は本協定の終了後も効力を有するものとする。

第6条 （情報の保管方法）

甲、乙及び丙は、本協定に基づき取得し又は知り得た情報について、善良なる管理者の注意をもって取り扱うものとし、漏えい、滅失、毀損、不正アクセスその他の事故を防止するため、組織的、人的、物理的および技術的な安全管理措置を講じるものとする。

第7条 （有効期間）

本協定の有効期間は、本協定の締結日から令和19年3月31日までとする。ただし、本件管理委託契約が甲又は丙の解除等により本協定の有効期間より前に終了した場合には、当該終了日をもって本協定も終了する。

第 8 条 （情報連携の頻度）

甲、乙及び丙は、本施設に関する維持管理情報をストックマネジメント計画策定に適切に反映するため、可能な限り高い頻度で相互の情報連携を行うこととし、具体的な情報連携の実施頻度や方法等については、本協定に定めるほか甲、乙及び丙の協議にて決定する。

第 9 条 （適用範囲）

本協定に基づく情報連携その他の規定は、本件計画策定支援に基づく甲及び乙の業務並びに本件管理委託契約に基づく甲及び丙の業務に係る情報にのみ適用されるものとする。

第 10 条 （情報連携の方法）

本協定に基づく情報は電磁的記録によるものを原則とし、電子メールその他の適切な電磁的方法を用いて連携を行うものとする。ただし、甲が必要と認める場合には、電磁的方法以外の方法による情報連携を行うものとする。

第 11 条 （業務に関する助言）

- 1 乙は、第 1 条で定める目的の達成にあたり必要と認める場合において、丙に対し、修繕・改築計画の作成に関する技術的助言を行うことができる。
- 2 丙は、第 1 条で定める目的の達成にあたり必要と認める場合において、乙に対し、点検・調査計画の作成及びストックマネジメント計画案の立案に関する技術的助言を行うことができる。

第 12 条 （協定締結の対象者）

甲、乙及び丙は、本協定が各々対等な立場において締結されるものであることを相互に確認する。

第 13 条 （情報連携の見直し）

本協定に基づく情報連携の方法その他関連事項については、必要に応じて甲、乙及び丙の協議により見直しを行うものとする。甲、乙及び丙は、本協定の内容を変更するときは、各当事者が記名押印する書面をもってこれを行うものとする。

第 14 条 （費用負担）

本協定に基づく情報連携に要する乙及び丙の費用は、本件計画策定支援及び本件管理委託契約の各委託費に含まれるものとし、別途精算等は行わない。

第 15 条 （協議事項）

本協定に定めのない事項その他本協定の条項に関し疑義が生じた場合、甲、乙及び丙は誠意をもって協議の上、解決するものとする。

本合意の成立を証するため、本協定書を3通作成し、当事者記名押印の上、各一通を保有する。

令和 年 月 日

(甲)

職氏名 秋田県知事 鈴木 健 太

(乙)

住 所 秋田県秋田市山王3丁目1番7号

商号又は名称 株式会社ONE・AQITA

氏 名 代表取締役社長 佐々木 寿一

(丙)

住 所

商号又は名称

氏 名